様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第１面）

産業廃棄物処理計画書

令和８年 6月16 日

群馬県知事　　あて

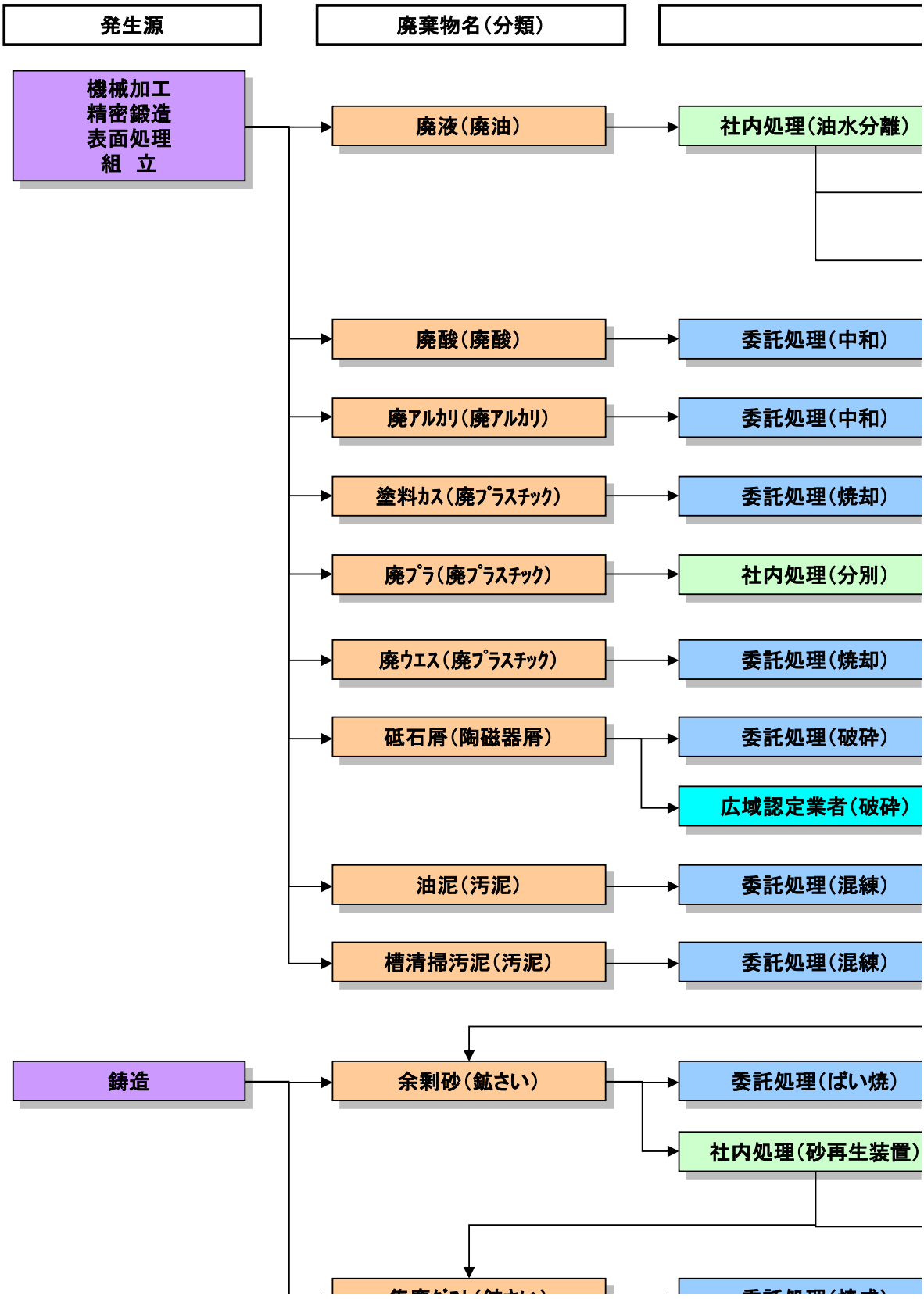
提出者　　住　所　〒191-8660
東京都日野市日野台3-1-1
氏　名　日野自動車株式会社
代表取締役CEO　サティヤカーム アーリャ
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号　042-586-5563

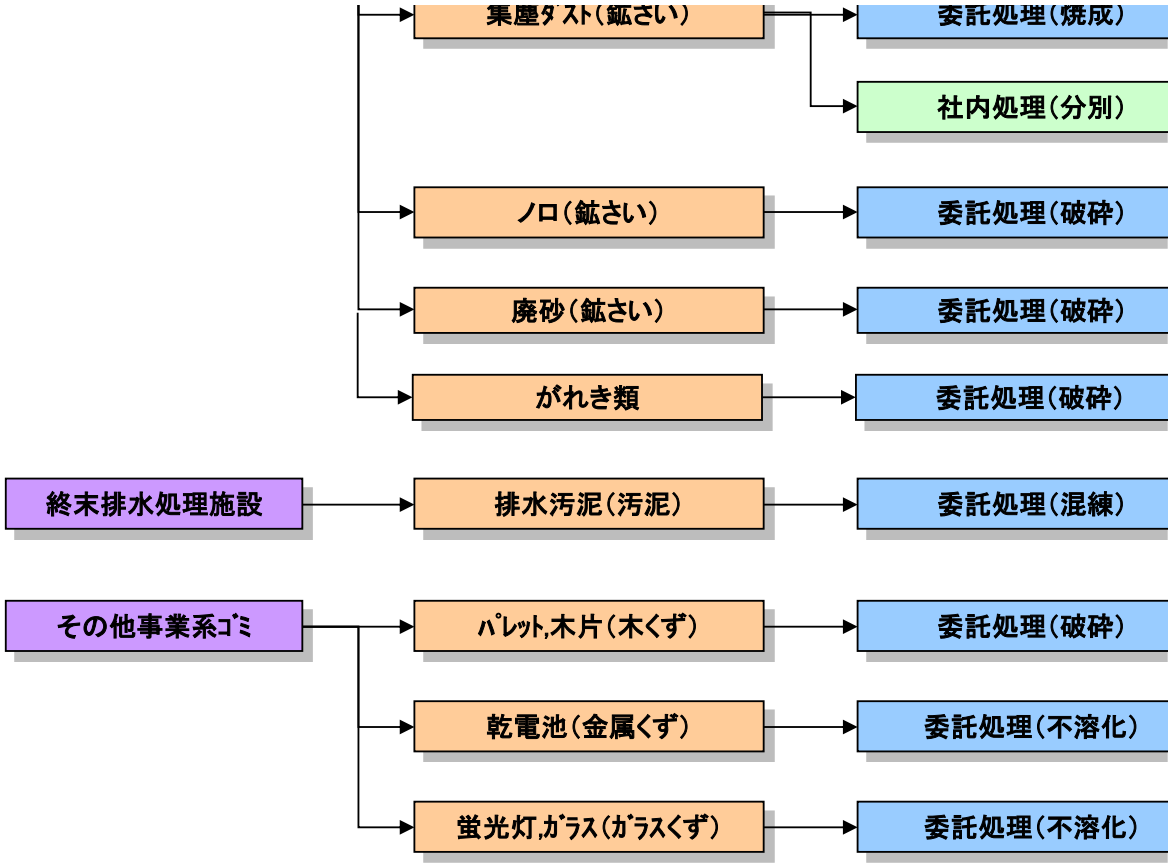
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第９項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

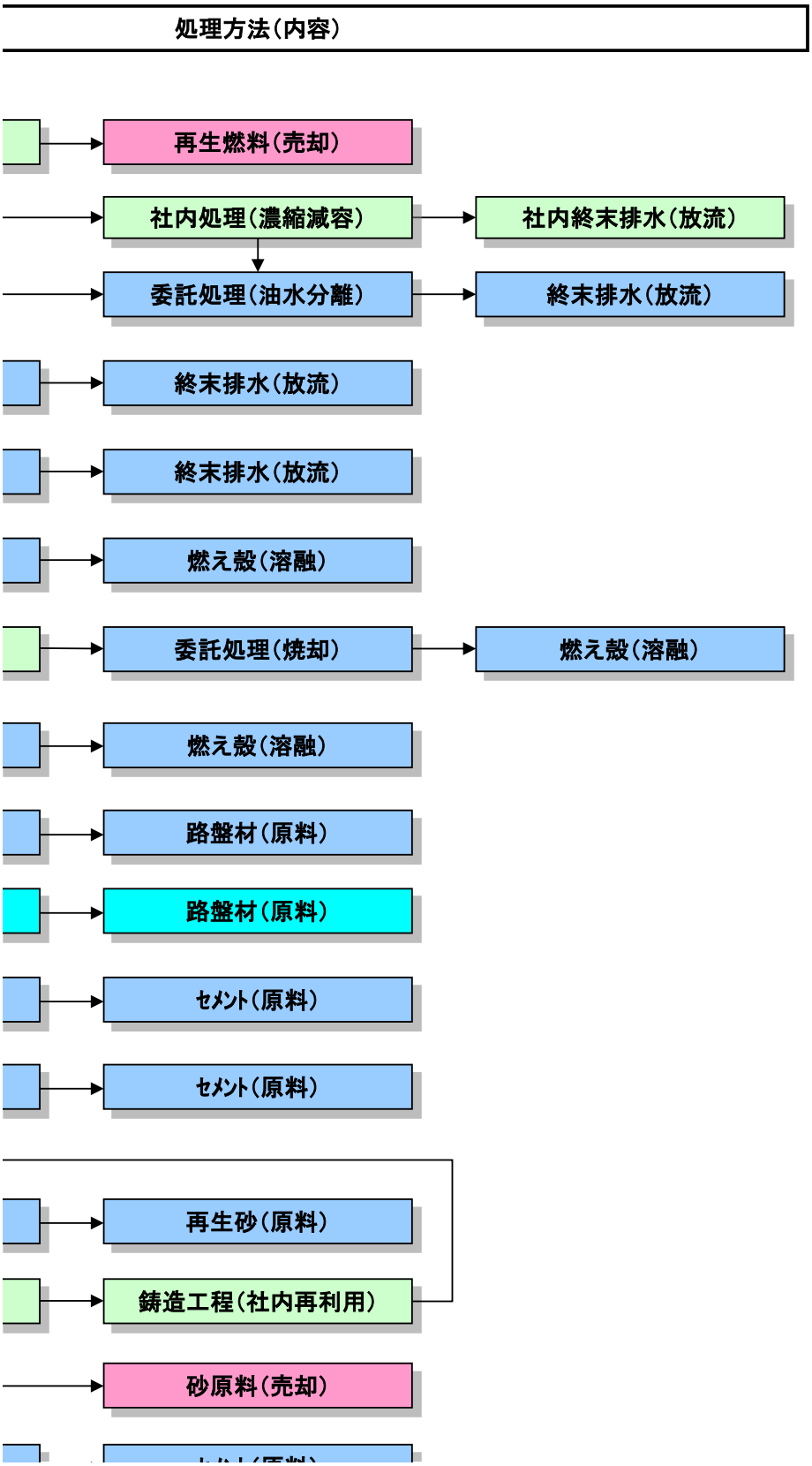
事業場の名称	日野自動車株式会社　新田工場
事業場の所在地	群馬県太田市新田早川町１０－１
計画期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	輸送用機械器具製造業
②事業の規模	21,081,41万円/年 ※製造品出荷額2025年度実績
③従業員数	3,000人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙１）の通り

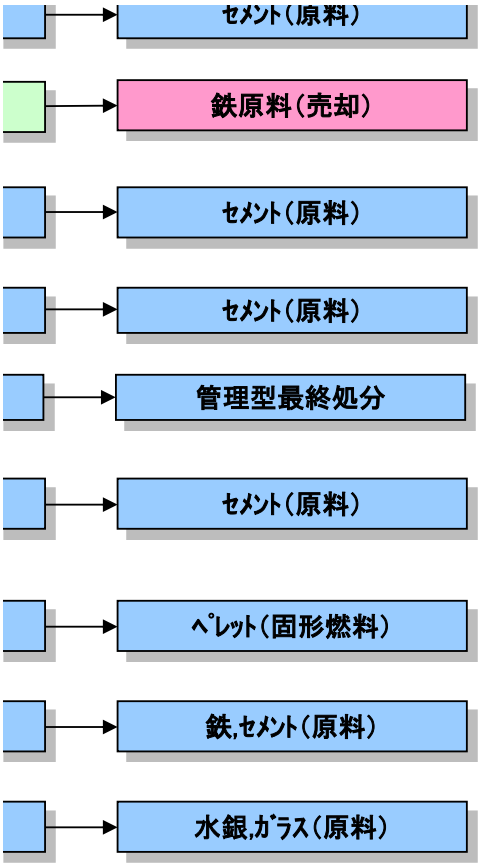
（日本産業規格　Ａ列４番）

第1面－別紙1） 産業廃棄物の一連の処理の工程




集塵ﾀﾞｽﾄ(鉱さい)
委託処理(焼成)
社内処理(分別)
ノロ(鉱さい)
委託処理(破砕)
廃砂(鉱さい)
委託処理(破砕)
がれき類
委託処理(破砕)
終末排水処理施設
排水汚泥(汚泥)
委託処理(混練)
その他事業系ｺﾞﾐ
ﾊﾟﾚｯﾄ,木片(木くず)
委託処理(破砕)
乾電池(金属くず)
委託処理(不溶化)
蛍光灯,ｶﾞﾗｽ(ｶﾞﾗｽくず)
委託処理(不溶化)


処理方法（内容）
再生燃料（売却）
社内処理（濃縮減容）
社内終末排水（放流）
委託処理（油水分離）
終末排水（放流）
終末排水（放流）
終末排水（放流）
燃え殻（溶融）
委託処理（焼却）
燃え殻（溶融）
燃え殻（溶融）
路盤材（原料）
路盤材（原料）
ｾﾒﾝﾄ（原料）
ｾﾒﾝﾄ（原料）
再生砂（原料）
鋳造工程（社内再利用）
砂原料（売却）


セメント（原料）
鉄原料（売却）
セメント（原料）
セメント（原料）
管理型最終処分
セメント（原料）
ペレット（固形燃料）
鉄,セメント（原料）
水銀,ガラス（原料）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）

別紙２）の通り

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（令和7年度）実績】

産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
排　　出　　量	398　t	2,702　t

（これまでに実施した取組）
【汚　泥】薬注脱臭→活性炭脱臭への変更による槽清掃汚泥低減
上記に伴う排水流入量減少により排水汚泥量低減
高効率凝集剤への変更による排水汚泥量低減
【廃　油】廃液濃縮装置のゴミ取り装置導入により稼働率を
更に向上させ社内処理量を拡大
【廃プラ】梱包荷姿簡素化，実のみ納入，通い箱化
【木　屑】納入業者への返却
【鉱さい】廃砂分離装置導入により社内再生量を拡大

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
排　　出　　量	363　t	2,413　t

（今後実施する予定の取組）
【廃　油】工事時等での大量排出分を濾過し社内処理
切粉付着廃液の返送，再生により排出量低減，
【廃プラ】納入荷姿変更や分別の更なる徹底による排出量削減
廃却基準や再使用による再出量削減
【木　屑】納入荷姿変更による排出量削減
【ｶﾞﾗｽ屑】ＬＥＤ化推進により廃蛍光灯排出量低減
【鉱さい】鋳物工場間での使用砂再利用による排出量削減
【汚　泥】薬品(凝結剤)の追加による排出量低減

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
・あらゆる廃棄物の排出量を工程毎に概ね把握し種類毎に分別
・紙，段ボール，金属くず等売却できる物を分別
・浮上油を分離し売却

	②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・紙，段ボール，廃プラを一点一様で確認し更なる分別を啓蒙 ・実のみ納入，梱包簡素化，プラ系梱包材使用量低減

廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	木くず
129　t	13　t	362　t	60　t

廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	木くず
121　t	12　t	323　t	56　t

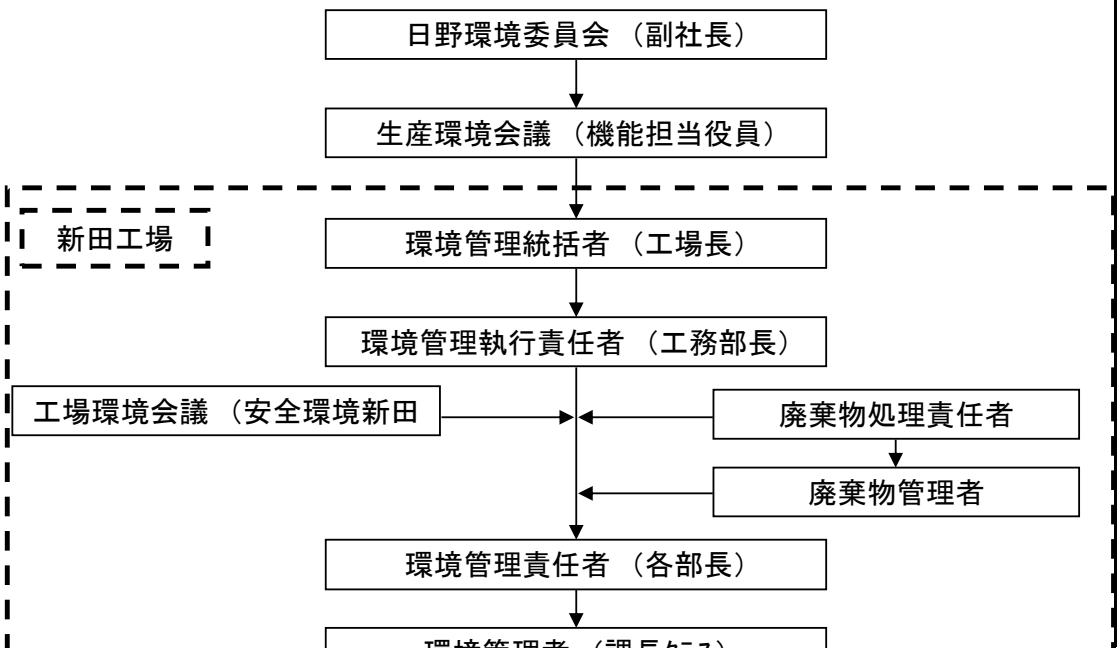
金属くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	がれき類	鉱さい
2　t	61　t	4　t	19,925　t

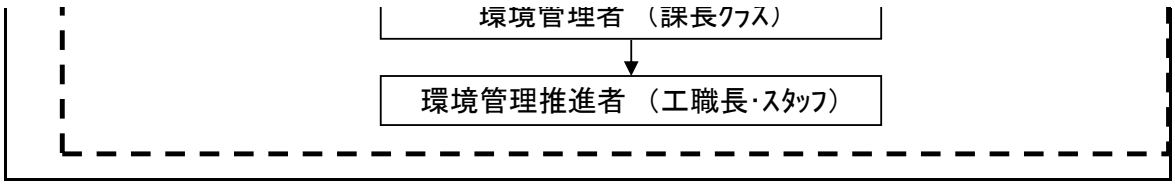
金属くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	がれき類	鉱さい
2　t	56　t	4　t	18,542　t

別紙2）産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

環境管理統括者		新田工場工場長
廃棄物担当		組織名：工務部　工場統括室　施設管理課　　組織人数9人
役割	工場環境会議	○廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制・再生利用・中間処理・適正処理の推進等 計画的な廃棄物管理運営を行う上で必要な事項を検討 ・委員長：工場長　　・委員：関連部署部課長 ・事務局：工務部　安全環境新田グループ
	廃棄物処理責任者	○廃棄物の処理処分に関する業務を統括 1．工場から発生する廃棄物を適正に処理処分させる また発生量の低減・再利用を推進 2．廃棄物管理者・技術管理者の業務を統括 また必要に応じて管理者へ指示を与える
	廃棄物管理者	○廃棄物の処理・処分に関する業務を担当 ・産業廃棄物処理責任者の補佐 ・以下の管理を実施 1．廃棄物発生量状況の把握 （発生量・種類・発生場所・運搬量等） 2．廃棄物の収集・分別・貯留・運搬の管理 3．廃棄物の発生予測及び発生部署に対する処理・処分方法等の指導 4．廃棄物の運搬業者に対する指導及び適切な指示 5．廃棄物の発生部署に対する発生量低減・再利用等の情報の 伝達・指導及び、推進 6．異常時の措置及び報告

廃棄物管理組織図




環境管理者 （課長ｸﾗｽ）
環境管理推進者 （工職長･ｽﾀｯﾌ）

<table>
<tr><td colspan="4">自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="4">①現状</td><td colspan="3">【前年度（令和7年度）実績】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>汚泥</td><td>廃油</td></tr>
<tr><td>自ら再生利用を行った産業廃棄物の量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）
・切粉やスクラップ等の金属層は鋳造にて溶解原材料として使用
・上記余剰分は売却し廃棄物としては排出されない
・その他バッテリー，モーター等の金属含有物に関しても全量売却
・中子廃砂の一部を再生し社内再使用及び社外売却</td></tr>
<tr><td rowspan="4">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>汚泥</td><td>廃油</td></tr>
<tr><td>自ら再生利用を行う産業廃棄物の量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）
・新規立上げ工場から排出される切粉に関しても鋳造原材料化及び全量売却
・廃砂再生による社外売却砂アップ</td></tr>
<tr><td colspan="4">自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="4">①現状</td><td colspan="3">【前年度（令和7年度）実績】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>汚泥</td><td>廃油</td></tr>
<tr><td>自ら熱回収を行った産業廃棄物の量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量</td><td>t</td><td>842 t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）

【廃　油】廃液濃縮装置の導入及び稼働率向上により社内処理量を拡大
県内他工場の廃油を社内処理化
【鉱さい】廃砂分離装置導入により社内再生量を拡大
工法変更等により排出量低減及び歩留り向上</td></tr>
<tr><td rowspan="4">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>汚泥</td><td>廃油</td></tr>
<tr><td>自ら熱回収を行った産業廃棄物の量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量</td><td>t</td><td>969 t</td></tr>
</table>

		（今後実施する予定の取組） 【廃　油】工事時等での大量排出分を濾過し社内処理 【鉱さい】砂再生工場能増による排出量削減

廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	木くず
t	t	t	t

廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	木くず
t	t	t	t

廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	木くず
t	t	t	t
t	t	t	t

廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	木くず
t	t	t	t
t	t	t	t

金属くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	がれき類	鉱さい
t	t	t	12,837 t

金属くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	がれき類	鉱さい
t	t	t	12670 t

金属くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	がれき類	鉱さい
t	t	t	t
t	t	t	12,837 t

金属くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	がれき類	鉱さい
t	t	t	t
t	t	t	13,024 t

<table>
<tr><td colspan="4">自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="3"></td><td rowspan="3">①現状</td><td colspan="2">【前年度（令和7年度）実績】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>汚泥</td><td>廃油</td></tr>
<tr><td>自ら埋立処分又は
海洋投入処分を行った
産業廃棄物の量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）

・実績なし</td></tr>
<tr><td rowspan="3"></td><td rowspan="3">②計画</td><td colspan="2">【目標】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>汚泥</td><td>廃油</td></tr>
<tr><td>自ら埋立処分又は
海洋投入処分を行う
産業廃棄物の量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）

・実施予定なし</td></tr>
<tr><td colspan="4">産業廃棄物の処理の委託に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="7"></td><td rowspan="7">①現状</td><td colspan="2">【前年度（令和7年度）実績】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>汚泥</td><td>廃油</td></tr>
<tr><td>全処理委託量</td><td>398 t</td><td>1,787 t</td></tr>
<tr><td>優良認定処理業者への処理委託量</td><td>398 t</td><td>1,787 t</td></tr>
<tr><td>再生利用業者への処理委託量</td><td>397 t</td><td>1,787 t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者への処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量</td><td>1 t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）
・委託基準に従って産業廃棄物を委託できる業者を選定し
書面による契約締結及び未契約業者へ委託しないよう監視
・処理が滞らないようバックアップ業者も選定
・処分業者及び収集運搬業者へは定期的に現地確認を実施
・埋立て業者は使用せず再生又は熱回収業者へ処理委託
・砥石屑においては一部広域認定業者に排出
・新規契約の際は優良認定業者及び電子マニフェストを導入
可否を考慮に入れる</td></tr>
</table>

廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	木くず
t	t	t	t

廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	木くず
t	t	t	t

廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	木くず
129 t	13 t	362 t	60 t
129 t	13 t	362 t	t
129 t	13 t	t	t
t	t	t	t
t	t	362 t	t

金属くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	がれき類	鉱さい
t	t	t	t

金属くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	がれき類	鉱さい
t	t	t	t

金属くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	がれき類	鉱さい
2 t	61 t	4 t	7,088 t
2 t	52 t	t	2,112 t
t	9 t	t	4,604 t
t	t	t	t
t	t	t	t

<table>
<tr><td></td><td>②計画</td><td>【目標】
<table>
<tr><td colspan="2">産業廃棄物の種類</td><td>汚泥</td><td>廃油</td></tr>
<tr><td colspan="2">全処理委託量</td><td>363 t</td><td>1,444 t</td></tr>
<tr><td>優良認定処理業者への処理委託量</td><td></td><td>363 t</td><td>1,444 t</td></tr>
<tr><td>再生利用業者への処理委託量</td><td></td><td>363 t</td><td>1,444 t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者への処理委託量</td><td></td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量</td><td></td><td>t</td><td>t</td></tr>
</table>
（今後実施する予定の取組）

・電子マニフェスト対応が可能な業者へ優先的に処理を委託
・優良認定処理業者への委託量を拡大
・新規契約の際は優良認定業者及び電子マニフェストを導入可否を考慮に入れる</td></tr>
<tr><td colspan="2">※事務処理欄</td><td></td></tr>
</table>

廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	木くず
121　t	12　t	323　t	56　t
121　t	12　t	323　t	t
121　t	12　t	t	t
t	t	t	t
t	t	323　t	t

金属くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	がれき類	鉱さい
2 t	56 t	4 t	5,518 t
2 t	48 t	t	1,644 t
t	8 t	t	3,584 t
t	t	t	t
t	t	t	t

備考

1　前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。

2　当該年度の6月30日までに提出すること。

3　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

4　「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5　「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

6　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

7　※欄は記入しないこと。